

陳 情 文 書 表

1 件 名 農会長手当「農政業務委託費」の支払い方法適正化について

2 受理年月日 平成24年8月24日

3 受理番号 第 12 号

4 陳情者 加西市栄町211-4 洞井 志都夫

5 陳情の要旨

<陳情項目>

市から校区農会会計へ振り込まれている各種手当てを、各町の農会会計へ直接振り込むこと。

<理由>

農会組織は各町によって異なるが一般的なパターンは、「農会長」「副農会長」と数人の「協力委員」が役員で、水田の耕作者又は所有者で構成されている。

農会役員の手当などの経費は、戸別割や面積割で集める会員からの会費や各種補助金でまかなわれ、毎年各町の初総会で会計報告されている。

一方で各小学校の校区単位で結集した校区農会長会(以下農会長会という)がありこの農会長会には、公表されない資金の流れがある。

市からは、「転作現地確認委託費」「流動化促進委託費」「建物共済推進委員手当」などがある。又 JA からは、市からの金額の約半分の助成金が農会長会会計に振り込まれている。

この農会長会計は、懇親会や研修会にそのほとんどを費やし残りは、町の規模割りで各農会長個人に支払われているため、一般会員には報告されない。

九会校区では、この会計から協力委員に一人あたり7千円ほどが支払われているが、この会計事務を JA の担当者が行い、協力委員に現金を渡すのも JA 担当者だから、ほとんどの人が JA から貰っていると思っている。

この資金から協力委員手当を支払っているのは、九会校区農会長会のみと聞いている。

農会業務委託費は、農家の戸数や面積で支払われるため町ごとに金額が違う。例えば、大きな町では年間70万円、小さい町では年間15万円ぐらいの金額になる。

校区単位の転作率達成のため各町農会どうしでやり繰りしていた時代は、親睦を深める必要があり懇親旅行をするようになったのではないか。

旅行をするとなると小さい町の負担が増すため、各町の手当てをまとめて

使う方法になり、段々エスカレートしたものと思われる。

農会業務は、ほとんどの町で農会役員(複数)が共同で行っているにもかかわらず、市や JA からの手当は、校区農会長会に支払われているため実際手足となり活動している協力委員や「歩き」さんに行き渡っていない。

公金がもっぱら農会長の懇親会に費やされ、この事実を知らされることが無いまま一般会員は、農会活動のため会費を支払っている。

市からの手当が農会長会の口座に振り込まれていていることで、流れが複雑になり透明性に欠けると共にこの会計は公表されないため、社会通念上許されない使われ方の温床になっている。

また、市も農会長会の求めに応じ、校区農会長会の口座に振り込むことへの同意書を各農会長に提出させるなど、責任回避処置をしたうえで協力している。

公金の使われ方に厳しい目が注がれている昨今、この資金を各町農会が有効に活用出来るよう早急に改善すべきです。

6 付託委員会 建設経済厚生委員会

陳 情 書

平成24年 8月 24日

加西市議会議長
森 田 博 美 様

陳情者 住所
加西市栄町211-4

氏名 洞 井 志 都 夫



件 名 農会長手当「農政業務委託費」の支払い方法適正化について

陳情項目

- 1 市から校区農会長会計へ振り込まれている各種手当てを、各町の農会会計へ直接振り込むこと。

陳情の理由・経緯等

現 状

農会組織は各町によって異なるが一般的なパターンは、「農会長」「副農会長」と数人の「協力委員」が役員で、水田の耕作者又は所有者で構成されている。

農会役員の手当などの経費は、戸別割や面積割で集める会員からの会費や各種補助金でまかなわれ、毎年各町の初総会で会計報告されている。

一方で各小学校の校区単位で結集した校区農会長会（以下農会長会という）がありこの農会長会には、公表されない資金の流れがある。

市からは、「転作現地確認委託費」「流動化促進委託費」「建物共済推進委員手当」などがある。又JAからは、市からの金額の約半分の助成金が農会長会会計に振り込まれている。

この農会長会計は、懇親会や研修会にそのほとんどを費やし残りは、町の規模割で各農会長個人に支払われているため、一般会員には報告されない。

九会校区では、この会計から協力委員に一人あたり7千円ほどが支払われているが、この会計事務をJAの担当者が行い、協力委員に現金を渡すのも

JA 担当者だから、ほとんどの人が JA から貰っていると思っている。

この資金から協力委員手当を支払っているのは、九会校区農会長会のみと聞いている。

経 緯

農会業務委託費は、農家の戸数や面積で支払われるため町ごとに金額が違う
例えば、大きな町では年間 70 万円、小さい町では年間 15 万円ぐらいの金額になる。

校区単位の転作率達成のため各町農会どうしでやり繰りしていた時代は、親睦を深める必要があり懇親旅行をするようになったのではないか。

旅行をするとなると小さい町の負担が増すため、各町の手当をまとめて使う方法になり、段々エスカレートしたものと思われる。

問 題 点

農会業務は、ほとんどの町で農会役員（複数）が共同で行っているにもかかわらず、市や JA からの手当は、校区農会長会に支払われているため実際手足となり活動している協力委員や「歩き」さんに行き渡っていない。

公金がもっぱら農会長の懇親会に費やされ、この事実を知らされることが無いまま一般会員は、農会活動のため会費を支払っている。

市からの手当が農会長会の口座に振り込まれていることで、流れが複雑になり透明性に欠けると共にこの会計は公表されないため、社会通念上許されない使われ方の温床になっている。

また、市も農会長会の求めに応じ、校区農会長会の口座に振り込むことへの同意書を各農会長に提出させるなど、責任回避処置をしたうえで協力している。

公金の使われ方に厳しい目が注がれている昨今、この資金を各町農会が有効に活用出来るよう早急に改善すべきです。